

厚岸町地域材利用推進方針

平成25年3月18日 策定

厚岸町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、厚岸町内又は北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るために必要な事項を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の活性化を図るうえで極めて重要である。

本町の総面積の56%にあたる森林は、木材生産のみならず、温室効果ガスの吸収や災害防止の機能を果たしている。また、水源涵養機能も有しており、ラムサール条約登録湿地である別寒辺牛湿原や厚岸湖・厚岸湾の保全に大きく貢献している。

しかし、これまで木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や木材価格の低迷などから事業活動が停滞し、森林の有する公益的機能の持続的発揮や木材の安定供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林の再生や林業の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、再利用が可能な資源であることから、その利用を推進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出抑制を図り地球温暖化の防止にも貢献するものである。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において積極的に地域材を利用することにより、木材利用と森林整備の両立を推進し、地域材の利用の意義等について町民の理解を深めていくことが重要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

(1) 町の役割

町は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、国・道などの関係機関と連携し、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、厚岸町森林整備計画に従った適切な森林施業の確保及び間伐材や合法性等の証明された地域材の円滑な供給に努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

この推進方針に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物のうち、本町が整備するもので、具体的には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、病院、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、町職員住宅等が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用にあたって、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用にあたって、特に第2の4の「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される備品・消耗品についても、地域材をその原材料として使用した製品（以下「地域材製品」という。）がある場合は、その積極的な利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

町は、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入を促進するため、森林バイオマスの安定的な供給の確保について検討を進める。

3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、町有林における適切な森林整備を通じた材の供給、地域材供給体制の整備を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とする

ことが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発や、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

第3 公共建築物の整備の用に供する地域材の安定的な供給の確保に関する事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者と連携して、林内路網の整備、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の供給に関する情報の共有、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進等に取り組むものとする。

第4 その他公共建築物における地域材の利用の促進に関する事項

1 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備にあたっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物における地域材利用の推進体制

町は、公共建築物等における地域材利用に向けた総合的な検討を行うため、林業・木材産業、建設産業関係者等及び町による推進体制の構築に努めるものとする。